別冊資料１

障害種別の区分

【視覚障害】

盲……視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度

弱視…視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度

【聴覚・言語障害】

聾……両耳の聴力損失 60 デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度

難聴…両耳の聴力損失 60 デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度

言語障害のみ……発声、発語に関する機能障害（構音障害、音声障害、流暢性の障害、言語発達遅滞、口蓋裂）

【肢体不自由】

上肢機能障害……腕、手、指及び各関節に関する機能障害

下肢機能障害……脚、足指及び各関節に関する機能障害

上下肢機能障害…上肢、下肢の両方に関する機能障害

他の機能障害……体幹（胴体）に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害及び運動の障害

【病弱・虚弱】

以下のいずれかに該当している者

○　心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者

○　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者又は健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者

※　上記は、「学校教育法施行令 障害の程度」及び「身体障害者障害程度等級表」または「小児慢性特定疾患」に該当する者を指す。これに当てはまらない疾患等については、「その他の障害」に計上する。

【重複】

以下のとおり、障害が重複している者

○　２つの身体障害の重複

　視覚障害と聴覚・言語障害、視覚障害と肢体不自由、視覚障害と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由、聴覚・言語障害と病弱・虚弱、肢体不自由と病弱・虚弱

○　３つ以上の身体障害の重複

　視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由、視覚障害と聴覚・言語障害と病弱・虚弱、視覚障害と肢体不自由と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱、視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱

○　身体障害と発達障害との重複

【発達障害（診断書有）】　発達障害に関する医師の診断書がある者

ＬＤ：学習障害

ＡＤＨＤ：注意欠陥／多動性障害

高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群

発達障害の重複：上記の３つのいずれかが重複している者

【その他】

○　精神疾患・精神障害：精神障害者保健福祉手帳を有している、又は精神疾患に関する医師の診断書がある者

○　知的障害：療育手帳を有している者

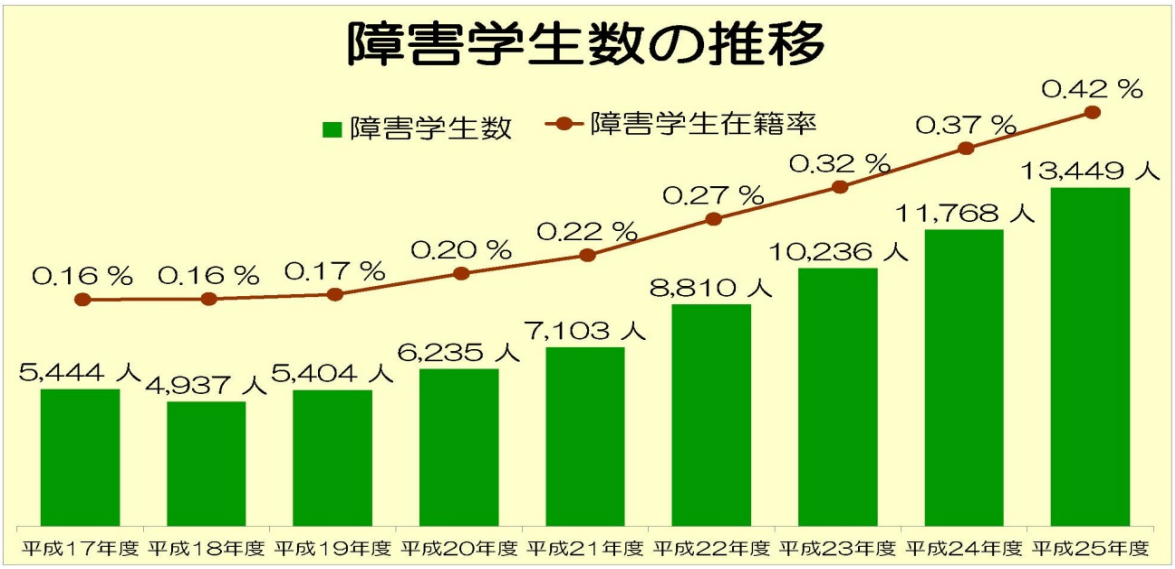
○　視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複及び発達障害に該当しない障害があり、医師の診断書がある者又は健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者

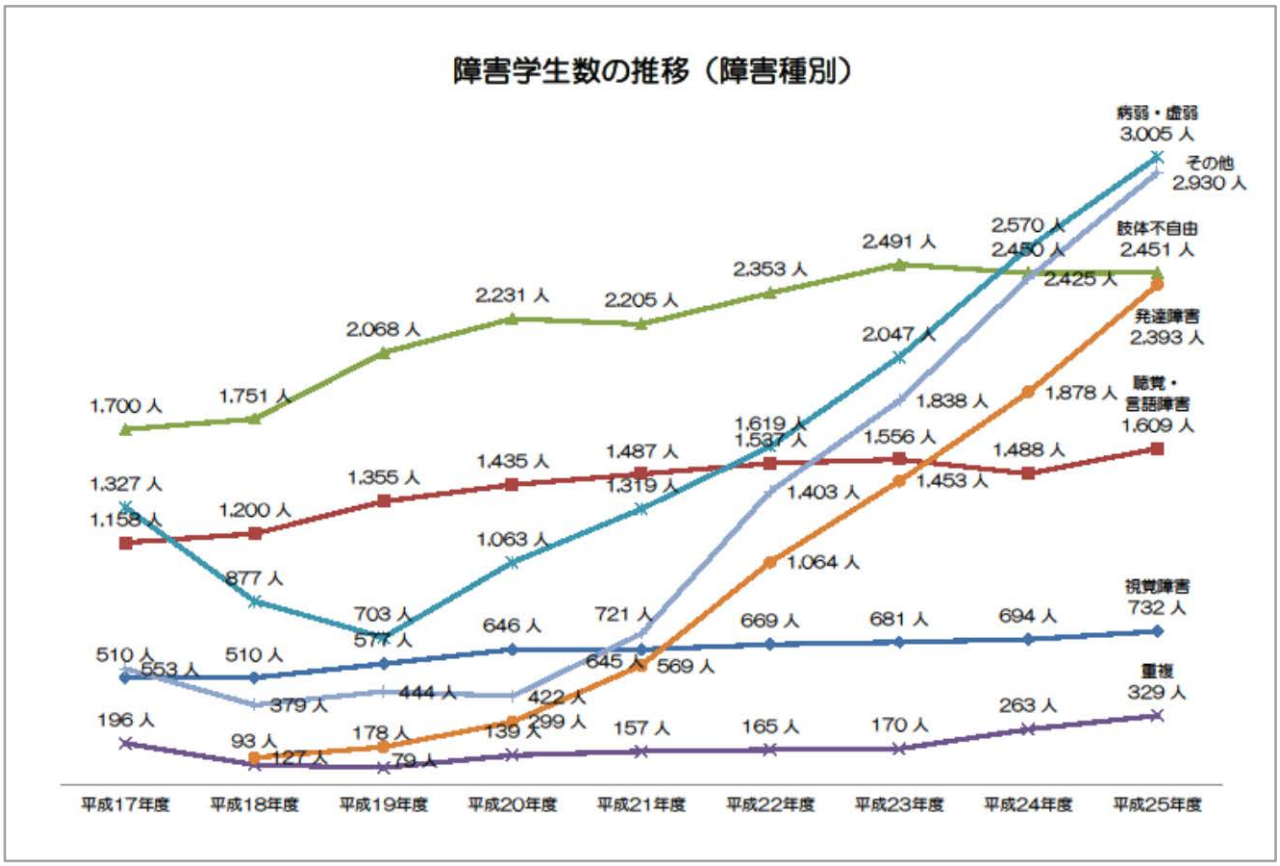
○　慢性疾患・機能障害：病弱・虚弱の定義に該当しない慢性疾患又は機能障害に関する医師の診断書がある者

（出典）日本学生支援機構のホームページ

別冊資料２

障がい学生数の推移及び種別ごとの障がい学生数の推移（全国）





（出典）日本学生支援機構のホームページ

別冊資料３

四国内の国立大学等における障がい学生数の推移

（単位：人）

学校名		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国立大学	香川大学	3 (0)	8 (2)	15 (7)	12 (8)	13 (11)	15 (14)
	鳴門教育大学	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	徳島大学	8 (2)	5 (1)	6 (2)	3 (1)	2 (0)	0 (－)
	愛媛大学	10 (2)	9 (0)	14 (1)	15 (5)	23 (12)	24 (15)
	高知大学	8 (4)	10 (4)	12 (4)	8 (1)	6 (0)	6 (0)
	小計	29 (8)	32 (7)	47 (14)	38 (15)	44 (23)	45 (29)
高等専門学校	香川高専	4 (4)	6 (6)	10 (10)	12 (12)	13 (13)	16 (16)
	阿南高専	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	1 (0)	2 (1)
	新居浜高専	1 (1)	3 (2)	4 (3)	5 (4)	6 (5)	7 (6)
	弓削高専	0 (－)	0 (－)	0 (－)	3 (3)	6 (6)	8 (8)
	高知高専	2 (2)	3 (3)	4 (3)	7 (6)	7 (7)	7 (7)
	小計	7 (7)	12 (11)	18 (16)	27 (25)	33 (31)	40 (38)
合計		36 (15)	44 (18)	65 (30)	65 (40)	77 (54)	85 (67)

（注）１　調査対象とした大学等の資料による。

２　（　）内は、発達障がい、病弱・虚弱で、内数である。

別冊資料４

大学等の障がい学生の支援に関する制度等の概要

１　障害者の権利に関する条約

◆　障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する（第 24 条第５項）。

２　障害者基本法

障害者基本法第 11 条の規定に基づく障害者基本計画（第３次：平成 25 年９月）の３「(3)高等教育における支援の推進」において、以下のように規定

◆　施設のバリアフリー化を推進

◆　大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進

◆　入試における配慮の内容、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入実績等に関する各大学等の情報公開を促進

◆　各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進

３　発達障害者支援法

◆　大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする（第８条第２項）。

４　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

◆　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（第７条第２項）。

５　障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（平成 24 年 12 月 25 日文部科学省）

各大学等が取り組むべき短期的課題として、以下の事項を挙げている。

◆　各大学等は、受入姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要

◆　相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要